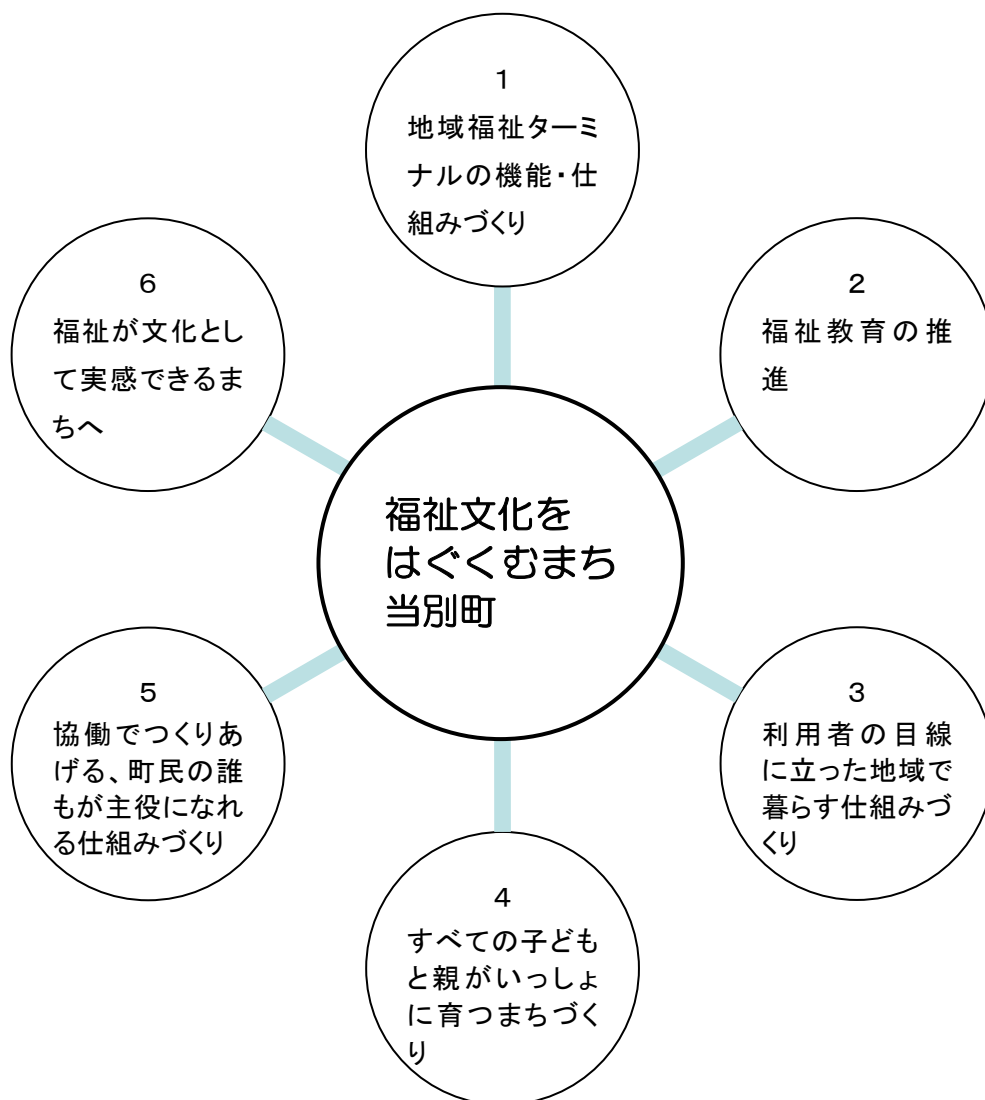


第5章  
計画の推進に  
向けて

# 1. 重点施策

---

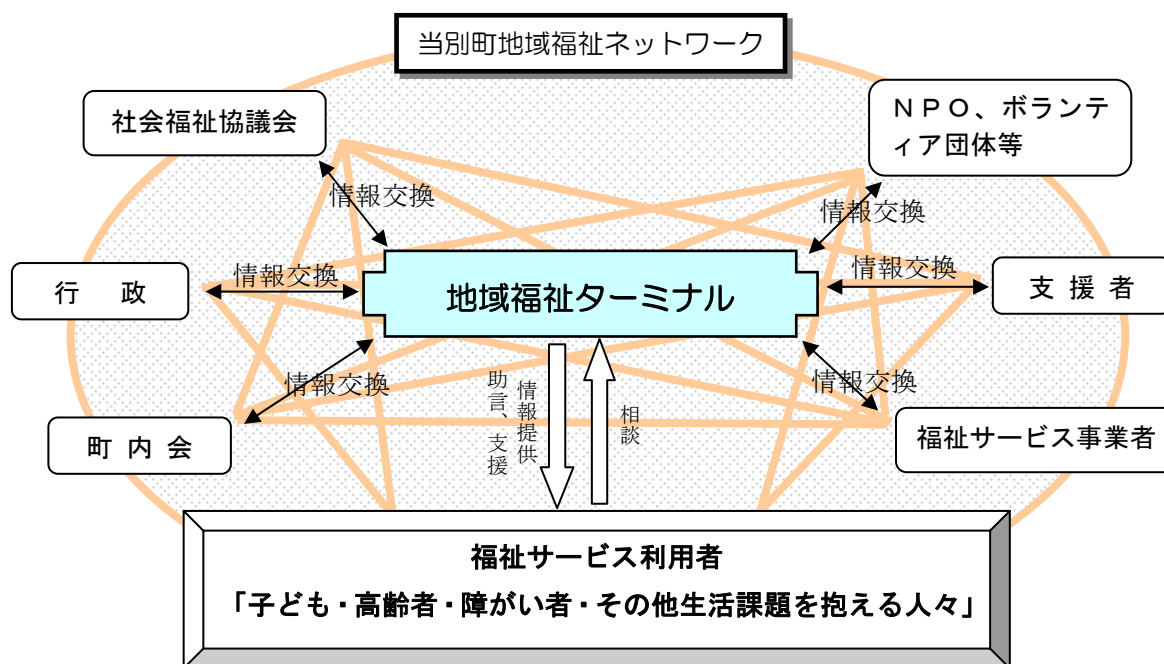
本計画の重点施策として、次の6つを掲げ、町民と行政等が一体となって理念を実現していくための取り組みを行っていきます。



## (1) 地域福祉ターミナルの機能・仕組みづくり

これまでの福祉サービスでは、各専門分野のサービスがそれぞれの制度にのっとり個別に提供されるのが通常で、しばしば提供者間の連携がうまく機能しないことがありました。このような問題を解消するためには、あらゆる福祉情報を集め、サービスを望む人一人ひとりに合った最適な情報提供や橋渡しを行える「福祉コーディネーター」のような役割が必要です。

そして、相談支援機関の連携の中で協力してつくりあげる、あらゆる福祉情報の集積地（地域福祉ターミナル）のような機能・仕組みを持つことで、それを核とした地域福祉ネットワークを形成し、制度間の縦割りの解消を目指したワンストップ型の福祉サービス提供体制を目指します。

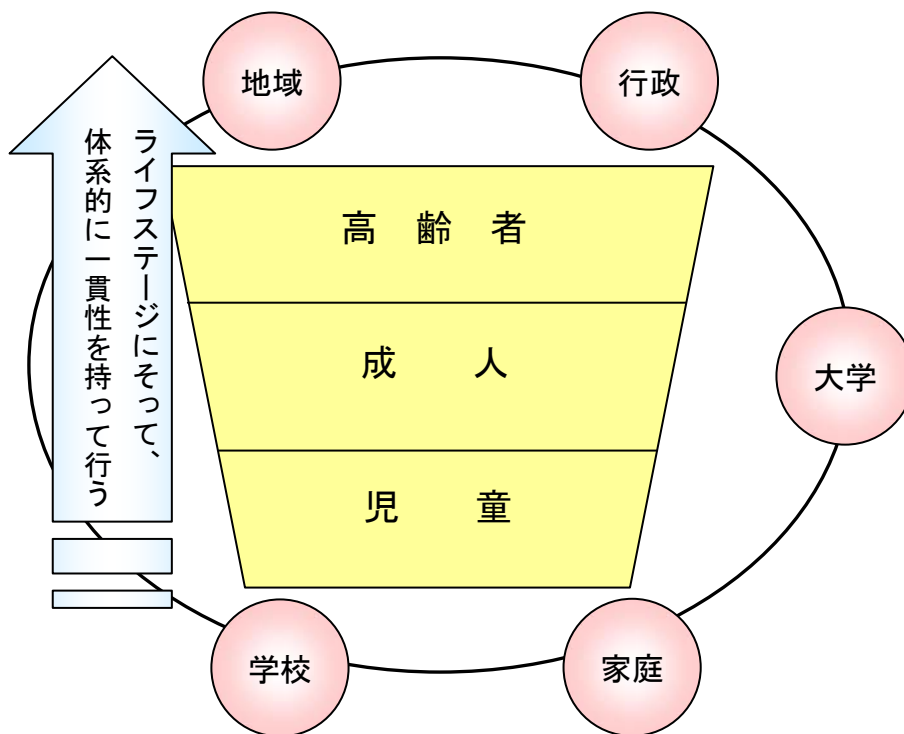


## (2) 福祉教育の推進

現在、学校教育では各学校で様々な福祉活動が取り組まれている一方、取り組みに関する情報提供・共有の場が少なく、それぞれ内容や手法が異なっていることから、町としての福祉教育の方向性が明確でない点が課題となっています。

また、子どもたちだけではなく地域住民同士がお互いに支えあうためには、生涯学習などを通じた福祉教育により相互扶助の考え方の推進を図っていくのと同時に、生活課題を抱える当事者に対しても、福祉サービスを受けることは町民としての平等な権利でありお互いに支え合って生きていくことが大切だということを、広く伝えていく必要があります。

そのため、児童期から成人期・高齢期に至るまで、その人のライフステージにそった生涯教育として、「家庭」「地域」「学校」のそれぞれの役割分担の中で互いが連携して福祉教育を推進し、また、行政の福祉部門や教育委員会が大学等とも連携をとりながら、学習機会の拡充策として町民向けの体系的な福祉教育プログラムの構築を目指します。

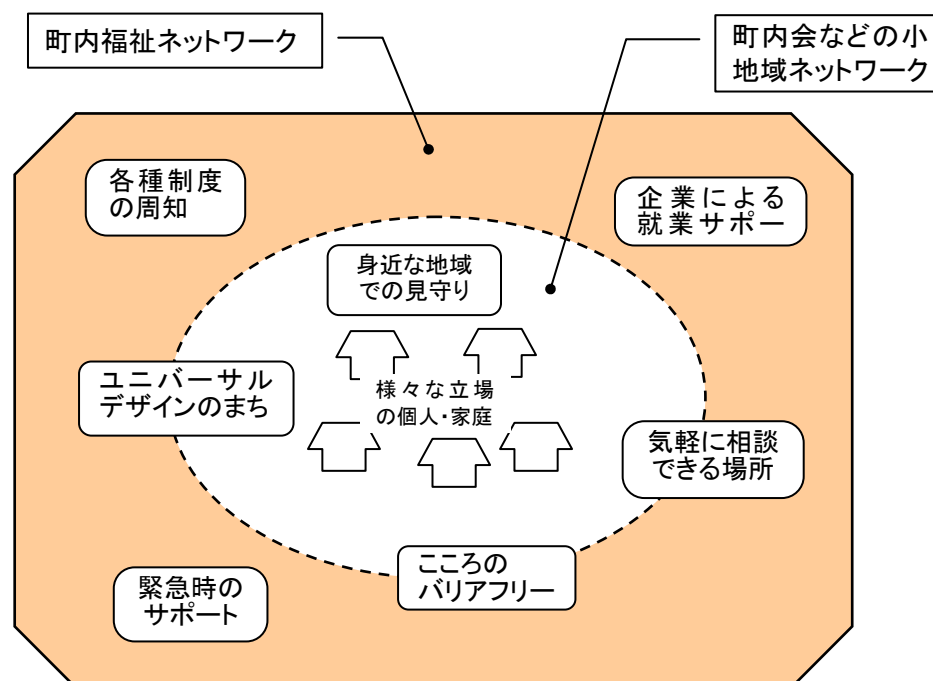


### (3) 利用者の目線に立った地域で暮らす仕組みづくり

各人が地域で自立して快適に暮らすためには、からだの健康だけでなく、こころの健康維持も重要です。そのために、町民の主体的なこころとからだの健康づくりへの取り組みを支援・推進するとともに、どんな細かなことでも気軽に相談でき、誰もが利用しやすい相談支援体制づくりを推進します。

また、利用者の生活上の不安を少しでも取り除くため、地域生活支援事業や地域権利擁護事業などの各種制度に関する利用促進を図ると同時に、周知を広め、立場や世代にとらわれない「こころのバリアフリー」を促進していくことが重要です。

これにより、地域の理解がまだまだ得られにくい精神障がい者や知的障がい者に対する就労支援および企業への雇用支援や、要支援者に対する自然災害等緊急時のサポートなど、利用者が必要とするときに必要なサービスを提供できる仕組みづくりを目指します。

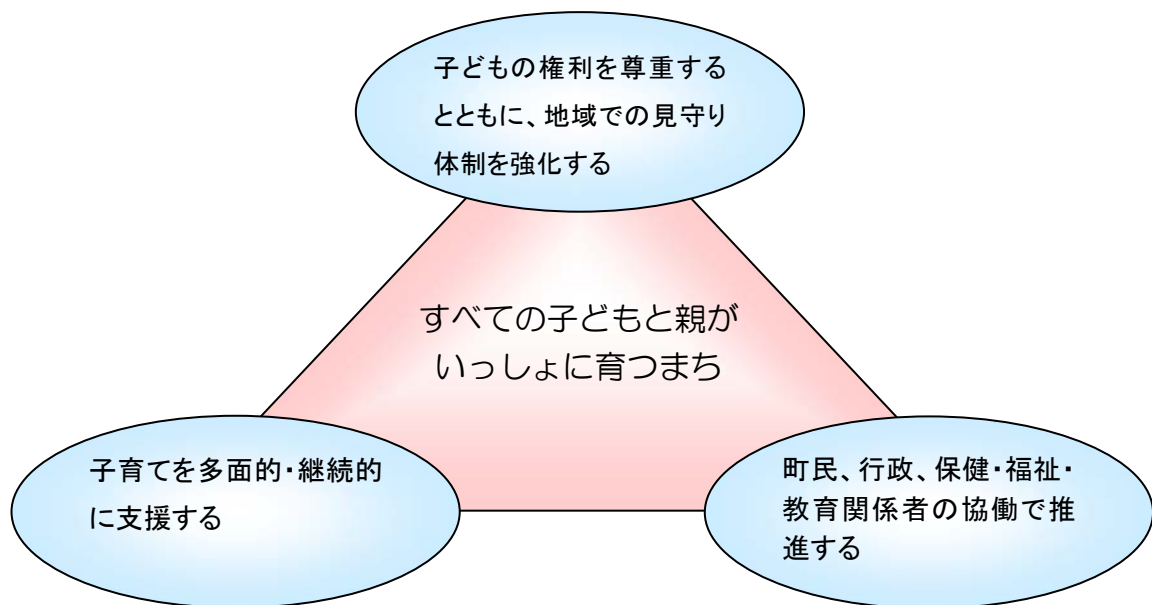


#### (4) すべての子どもと親がいっしょに育つまちづくり

現代の日本では少子高齢化・核家族化に伴い家族や地域の絆が弱まり、育児力の低下が社会問題となっています。

そのような状況の中で、子どもと親を見守り、支え・支えられる関係を地域に育成するためには、子育ての援助を行いたい人と受けたい人との相互扶助の取り組みや、町内会の行事やイベントを様々な世代が交流できるように企画したり、ボランティアなどの地域活動を親子で参加できるように工夫するなど、様々な立場や世代の家庭が、互いの存在を認識し交流することで、「地域の子育て力」を高めることが重要です。

また、子育て支援センターの充実や子育てサロンの推進、親育ち支援※など、子どもと親がいっしょに育っていくことを実感できるような施策とともに、ひとり親家庭や障がいを持つ子どもがいる家庭など特に援助を必要とする子どもや家庭への支援、虐待の早期発見・予防など身近な地域での見守り体制等を強化し、まちぐるみでの安全・安心な子育ての環境づくりを目指します。



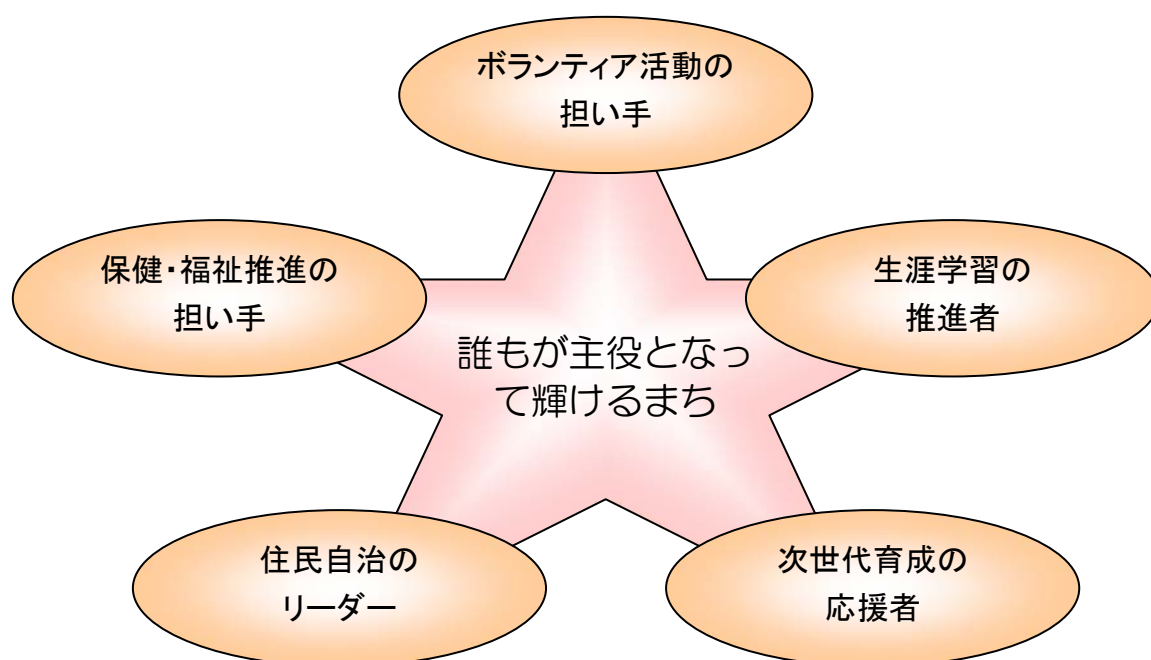
※ 「親育ち支援」・・・親や家族の愛情は、子どもの成長発達の基本となるものであり、子どもにとって親が安全基地として果たす役割はとても重要です。親が親としての心構えと知識を身に付け、主体的に育児に関われるようになるために、子育てを支えるしくみや環境の改善、親が子育てにかけける時間を保障するなどの雇用環境の改善を含め、親として成長する過程への温かい配慮や対応策を講じる必要があります。

## (5) 協働でつくりあげる、町民の誰もが主役になれる仕組みづくり

これからの地域福祉を考える上では、これまでの行政主導の福祉のイメージを取り払い、身近な地域でそれぞれの立場の人がそれぞれの役割を果たし、協力して課題を解決していくこと（協働）が必要です。

地域のつながりの希薄化が叫ばれる社会状況の中で、個人が安全・安心して暮らしていくためには「向こう3軒両隣」といったごく身近な小地域での見守りや支え合いが重要となります。そのような小地域ネットワークでは、すべての立場・年代の人々が地域に存在する生活課題を“我ごと”<sup>わが</sup>としてとらえ、「お互いさま」という対等な相互関係で活動していくことが求められます。また、それらが集まる町内会では、各役員が持つ情報をできる限り共有・連携し、町内会の円滑な運営を目指すことが重要です。

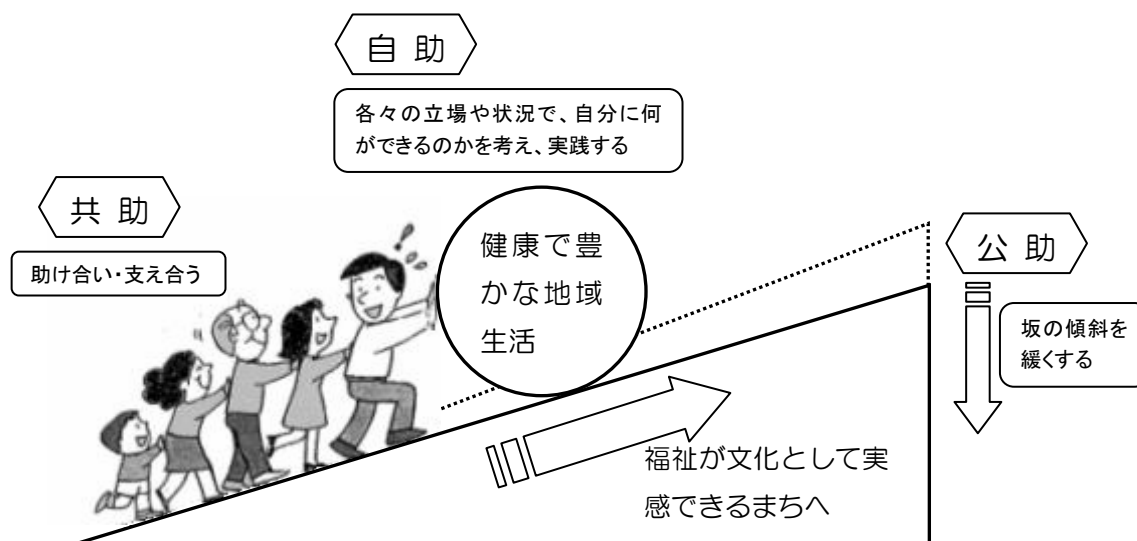
このような地域活動の活性化と並行し、各人の特性を活かし、自らの生きがい社会貢献にもつながっていくように、地域のマンパワーを登録する「人材登録制度」のような仕組みや、地域の次世代リーダーやボランティア活動の担い手の育成方法を検討していきます。



## (6) 福祉が文化として実感できるまちへ

「文化」という言葉は、決して高尚なものではなく、単に自分の身近に当たり前に存在することが実感できるもの、という意味です。住み慣れた地域に安心して暮らすことは、すべての人に平等に与えられた権利であり、地域に住むそれぞれの個人が、あえて「福祉」ということを意識することなく自然な感覚でお互いを助け合い・支えあうことで人生を豊かに生き生きと暮らしていけるよう、まず各々がそれぞれの立場や状況の中で自分に何ができるのかを考えていくことが重要です。

そのために、自助・共助・公助の考え方のもと、地域ぐるみでの横断的な取り組み体制を整備していきながら、個人の個性が発揮され生きがいを持って暮らすことができ、「福祉の文化」が、わがまちの特色であると誇れるようなまちづくりを目指します。





## 2. 町民・福祉事業者・町それぞれの役割分担

---

本計画の理念である「福祉文化をはぐくむまち当別町」を実現するためには、町民、福祉事業者、行政他、関係する機関が一体となって、地域全体で協働の体制を構築し計画の実現に向けた取り組みを行っていく必要があります。

各主体の基本的な役割は次のように考えます。

### ◆ 町民の役割

町民一人ひとりが、地域を構成する一員であることを認識し、自らが暮らす地域に目を向けるとともに、地域住民同士がお互いに助けあい、支えあう、共に生きる社会の大切さについて理解を深めることが求められます。

日頃からの地域での交流やふれあいを促進し、地域福祉の担い手として、身近なところで何ができるのかを考え、ともに支えあいながら、自主的な地域活動を通じて地域福祉に対する意識を高めていくことが期待されます。

### ◆ 福祉事業者（福祉関係機関・団体を含む）の役割

地域社会の一員であり福祉サービスを供給する主体として、町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価や情報提供、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業は高齢者や障害のある人などの就業機会の拡充に取り組むとともに、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

### ◆ 町の役割

これまで町が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後とも、実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。地域福祉の円滑な推進のためには、町民がその担い手となった主体的・積極的な取り組みが重視されるため、町民の地域福祉活動に対して助言等の支援のほか、積極的な支援に関わっていきます。

また、町民および福祉事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、町民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供などを行います。

さらに、町民、地域団体、ボランティア団体、NPOなどの地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画の仕組みづくりを進めるとともに、これらの団体等との協働・連携体制を整備し、総合的な地域福祉ネットワークの構築を目指していきます。

### 3. 地域福祉の進み具合の評価

---

本計画は「当別町地域福祉計画策定委員会」が中心となり、町民や各種関連団体に対するアンケート調査やヒアリング調査、地域懇談会等を実施し、町民の目線に立った計画づくりに取り組んできました。

次年度以降の展開としては、現在の策定委員会を引き継ぎ「(仮称)当別町地域福祉計画推進委員会」を組織し、計画の評価等に取り組んでいくことを予定しています。